

## 物 件 調 書 【 土 地 】

財産の名称	(元)国中団地(2)		
所在地	八頭郡八頭町国中字的岩570番8		
面積	実測面積 275. 05m <sup>2</sup>	地目	宅地
形状	ほぼ整形	間口	約24. 5m
		奥行	約14m
接面道路の状況	・南側 約3m 道路(建築基準法第42条2項該当) ※敷地は八頭町所有であるが、町道認定されていない。舗装部分は約3mであるが、道路部分の敷地は舗装部分よりやや広い。(地積測量図参照) ・概ね等高		
位置及び環境	・JR因美線「河原駅」まで 南東方約400m(道路距離)		
法令等による制限	都市計画区域	非線引都市計画区域	
	用途地域	-	
	建ぺい率	70%	
	容積率	400%	
	高度指定	-	
	防火指定	-	
	その他の主な規制	-	
供給処理施設の状況	電気	引込可	都市ガス
	上水道	引込可	下水道
沿革	・昭和43年7月 土地取得		
その他	・不動産鑑定士によるこの土地の最有效使用の判定:一般住宅の敷地 ・地勢は概ね平坦、地質・地盤については標準的 ・現地調査において敷地内に給水装置・排水設備は確認できなかった。なお、敷地内に給水装置・排水設備がない場合、建物建築の際には加入金が必要となる。詳細は八頭町上下水道課に確認すること。 ・埋蔵文化財、地下埋設物存在の端緒及び土壤汚染の端緒は認められない。ただし、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については各自の責任において確認を行ってください。 ・敷地内の不要物等は購入者において処分すること。		

注:物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。上記内容は、鳥取県が関係部局等から聞取調査を行ったものであり、詳細については必ず入札参加者ご自身の責任において、現地及び諸規制についての確認(調査)を行ってください。

なお、売買物件は所有権移転時に現況のまま引渡しがあったものとし、県は隣接地からの樹木や排水管等の越境物や電柱等の占有物について関係者との協議、調整は行いません。